

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告8番 1番 宇田川朱恵さんの一般質問を行います。

1番 宇田川美恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

それでは、通告どおり一般質問をさせていただきます。今回の質問では、大きい1番と2番では、配慮が必要な子どもの支援について質問をさせていただきます。ふじかわ子ども・子育てプランでは、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、分かりにくい実態を早期に捉え、実情に応じた適切な支援を行う必要がありますと書かれております。そのことを念頭に置きまして、まずは大きい1番の質問、ヤングケアラーについて質問をさせていただきます。ヤングケアラーが、どんなお子さんを指すかは、パネルに示させていただきました。小さいのでタブレットの方をご覧ください。国の取りまとめ報告では、令和4年度から3年間をヤングケアラーの集中取り組み期間とし、ヤングケアラーの理解促進を進めることとしております。令和3年度の山梨県の調査では、お世話をしている家族がいると答えた子どもは、全体の6.1%、16人に1人となっております。これは、ほぼ全国の平均と一致している数となっております。ヤングケアラーの課題として、周囲から分かりづらい、子ども自身が自分の状況を客観的に捉え、周りに相談したり助けを求めたりすることが難しい、また健康や学校生活に支障が出ている、子どもらしく生きる権利が守られていないこと、などが挙げられております。また、さらに、想定されるリスクとしまして、出産の母親の高齢化に伴う祖父母の高齢化、またケアが必要な祖父母が増加する、そして離婚の増加、少子化による家族構成員の減少により、ヤングケアラーはこれから増えていくことも考えられております。そのような現状を、町としてどのように対応していくのか、今回、一般質問させていただきます。では、1の(1)の質問です。ヤングケアラーへの町の対応についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。山梨県が実施した調査によると、ヤングケアラーについて、内容まで知っているという回答した子どもの割合は、中学生で56.7%、高校生では65%でした。また、自身がヤングケアラーにあてはまると回答した子どもは0.8%、悩みや困りごとがある子どもは2.8%で、特に家族関係の悩みが多いという特徴がみられました。現在、町では、支援が必要な家庭や子どもの把握に努めているところでございますが、ヤングケアラーに関する相談や情報は、今のところ寄せられていません。こうしたことから、今後も、学校の教員をはじめ、医療機関や介護施設での若年層の付き添い人など、身近な場から、ヤングケアラーへの認識が高まり、町への情報提供に繋がるよう、引き続き啓発活動を行って参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川美恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ヤングケアラーは、子どもがケアを当然と感じていたり、家のことをすることは良いこと、また、お手伝いとケアの線引きが難しいなどから、非常に見えづらい点があると言われております。まずは、ヤングケアラーの把握に努めるということで、引き続きお願いしたいと思います。また、現在、町には寄せられていないということなのですが、このヤングケアラーに当てはまるお子さんで、外国にルーツがある、日本語が不自由なご両親を持っているお子さん、こちらはヤングケアラーに当てはまる可能性がある。また、シングルのご家庭で小さい兄弟がいる場合、これはほぼヤングケアラーに想定するってというような調査も出ておりますので、ぜひ積極的に困っているお子さんがいらっしゃいましたら、支援の方をお願いしたいと思います。再質問になります。困りごとがあるヤングケアラーが、もし発見された場合、すぐに必要な支援に繋ぐことが重要かと思いますが、その対応についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。まずはじめに、子どもが所属している学校と連携をいたしまして、家庭の様子について情報収集を行って参ります。次に、ケアに繋がる関係機関を紹介し、子どもと保護者の支援を行って参りたいと考えております。先ほどの議員さんのお話にもあったとおり、子どもが通訳の担い手、つまり日本語が話せないご家庭では、そういった子どもが、ヤングケアラーのひとつとして取り上げられていることも報告がありますので、国際交流協会が主催する日本語教室などを紹介して参りたいと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川美恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

各担当ですね、ぜひ横断的に取り組んでいただき、必要な場合は、早急な支援をこれからもお願いしたいと思います。では（2）の質問になります。ヤングケアラーの存在に気づくということは、学校の教育機関が最も効果的と言われております。学校との連携についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、問題を抱える子どもの早期発見、早期支援のため、個別案件での学校訪問とは別に、年間3回の学校訪問を行っております。特に、子どもの日常の変化に気づきやすく、最も身近な相談の場である小中学校と常に連携をいたしまして、その中で身近な存在である教員からは、ヤングケアラーの子どもの把握を行い、情報提供をいただく機会となっております。一方、家庭内のデリケートな問題であること、また、本人や家族の自覚がないなどの理由から、表面化されにくい構造を持ち合わせております。こうしたことから、子ども自身にも自分の状況を認識し、SOSを発信できるよう、スクールカウンセラーをはじめ、様々な相談の窓口の周知に努めて参ります。以上であります。

す。

○議長（堀内春美さん）

宇田川美恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

主に、町内小中学校での把握の方法についてお答えいただきました。山梨県の調査では、5割の子どもが担任の先生が1番相談しやすいと答えているそうです。学校と連携しつつも、特に担任の先生の過度な負担とならないように、専門の支援に繋ぐなどの対応をお願いしたいと思います。再質問になります。ヤングケアラーという言葉については、半数の子どもたちが、言葉だけは知っているというアンケート調査が出ております。しかしながら、深く内容を理解している子どもはまだ少ないと言えます。先ほどの課長の答弁にもありましたとおり、本人や家族が自覚がないということ、これが大きな問題となっております。ちょっと学校の方にも聞いてみたんですけれども、生徒に向けたチラシも、ここ数年は配布がないような状況であるということですので、ぜひ、先生方への周知や児童生徒への啓発活動、チラシの配布などが必要かと思っておりますけれども、そのあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。まず、ヤングケアラーなどに関する児童生徒向けのリーフレットでございますが、今年度、今後、配布する計画を持っておりますので、その際には、各学校に協力をお願いしていく予定であります。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川美恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひ、配布の方よろしくお願ひいたします。再質問になります。ヤングケアラーは18歳まででありまして、高校生も含まれます。今、小中学校での把握は、町内ですので非常に分かりやすいのですけれども、高校生ケアラーについても支援、発見が必要であるといえます。ただ、しかしながら、増穂商業高校もなくなってしまい、町でこの高校生ケアラーを発見して、支援していくというのは非常に困難であると思います。町内には、高校はありませんけれども、子育て支援課と福祉保健課で連携をとりながら、見つけていくということになるかと思っておりますけれども、そちらの対応についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。高校生のヤングケアラーにつきましては、支援の方法ならびに発見の方法等、なかなか難しいところはございますが、これまで町との連携の中で培った個人からの情報や、信頼がおける保育士等の相談窓口等を利用していただく中で、情報を寄せていただけるよう努力して参りたいと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川美恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

高校生ケアラーももちろんなんですけれども、高校生を卒業しまして大学生、また30歳ぐらいまでを若者ケアラーというような言葉もございますので、ぜひ、切れ目のない支援、引き続き支援の方をお願いしたいと思います。次（3）の質問に移らせていただきます。ヤングケアラーは、理由があるにも関わらず、授業を休みがち、遅刻が多い、提出物の出し忘れが多いなどで、困った子どもたちであると見られる心配もあります。また、ヤングケアラーに気づくという点からも、特に高校生ですね、学校を休んでアルバイトをしている、そういったお子さんがいらっしゃいましたら、職場で気づくという可能性も出て参ります。山梨県の、また調査なんですけれども、子どもの居場所運営者の7割が、ヤングケアラーがいると回答しております。こちらが最も高い数値となっています。どの場所でヤングケアラーが発見されるか分かりません。一般の方に理解を深めるための啓発活動が必要だと思われませんが、町の考えについて伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。子どもでありながら、大人に代わって日常的に家事や家族の世話をしているヤングケアラーは、やはり学習や進学面への影響が最も懸念されていると認識しております。また、実際の事例では、自らが置かれた状況を知らず知らずのまま受け入れてしまっている実情も挙げられております。一方、先ほど来、話題にさせていただいております、山梨県が児童生徒に実施した実態調査では、ヤングケアラーの言葉自体の認知度は増加しておりますが、周囲の方々の現状への理解や、ヤングケアラーと気づくには、今後も啓発活動が必要かと考えられます。町では、毎年11月の広報誌にヤングケアラーに関する記事を掲載しておりますが、さらに周囲の住民の認識が高まりますよう、今後、開催されるイベントなどにおいて、啓発チラシの配布などを行って参りたいと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川美恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

これからも積極的に、さらに積極的に啓発活動をしていただけるということで、ぜひお願いしたいと思います。次（4）の質問に移らせていただきます。子どもの貧困の解消方法としては、2つあると言われております。1つは経済的な支援であったり、ヘルパーなどのそういった物理的な支援ですね、もう1つが、孤立状態を防ぐ心の支援と言われております。ヤングケアラーも同様に、家事援助などの実際的な支援と、心の支援が必要かと思っております。その心のケアとなる、家でもない学校でもない第3の居場所づくりについて、町の考えを伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。学校でもなく、家庭でもなく、くつろげる場所が、子どもたちにとっての第3の居場所であると考えております。町では、町内2か所の児童センターを第3の居場所と考えており、子どもが相談できる環境を整えるため、日頃から子どもと関わり合いのある保育士が常駐して、それぞれの子どもの想いや話を聞き、相談に乗るなど、安心して過ごせる場の確保に努めているところであります。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川美恵さん。

○1番議員（宇田川美恵さん）

児童センターもですね、非常に大切な機関であり、これからもさらなるニーズが高まると思われます。しかしですね、地域の中で自由度が高い、もっとインフォーマルな場の支援の大切さは、ヤングケアラーだけでなく、不登校のお子さんなど、また、一般の子ども若者たちにも、現在必要であるということが明らかになっております。また、児童センターはですね、どちらかといいますと小さいお子さんが対象であり、ヤングケアラーの方はどちらかといいますと、小学校高学年から高校生までということで、かなり年齢の高いお子さん、その方たちのための支援が必要となっております。またですね、ヤングケアラーには、大人のケアラーと同様に悩みを分かち合ったり、ケアから離れて息抜きをしたりすることが必要であることはもちろん、さらに大人よりも子どもでもありますので、一層学びや体験、また違う大人との出会い、成長するための栄養、食事、休息が必要なことも事実であります。このような第3の居場所の支援というのは、公の強みですね、行政の強みである場所の提供、もしくは広報、あと信頼などですね。あと、それから民の強み、地域に密着ができる、個に寄り添える、スピード感を持って対応できる、これらの関係をですね、ウィンウィンの関係として、居場所づくりをぜひ共同で行ってほしいと考えております。県の取り組みとしましても、民間などを活用した居場所支援の充実が、重点として挙げられております。再質問になりますけれども、こちらの居場所づくりの民との協働について、町の考えを再度お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 大久保公生君。

○子育て支援課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、児童センターのほか、学習支援や集いの場を目的としたそよ風教室をはじめ、わくわく科学教室、また茶道教室をお琴クラブなどの教室は、この地域にお住まいの富士川町文化協会の皆様や、退職された先生方にご指導ご協力をいただく中、長年にわたり継続されている子どもたちの集いの広場でもあります。一方、子どものための地域支援のあり方を、皆で一緒に考える地域ネットワークの皆様が、定期的に会議を開かれておりますので、皆様は学用品くるくるの実施にも繋げていただいている皆さんでありますので、会議の参加者の子どもたちのために、支援したい気持ちを形にしていけるよう、今後、活動して参りたいと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川美恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

子どもをですね、地域全体で支える仕組みを、もちろんずっと行ってくださっている方のお知恵も借りながら、行っていきたいと思いますけれども、子どもたちの状況が、今、非常に厳しいものになっておりまして、不登校や若い方の自殺の増加などですね、ヤングケアラー以外でも、非常にスピード感を持って対応しなければいけない状況になっているかと思えます。そのようなですね、背景もぜひ考慮していただきまして、もし支援の形に工夫が必要なのであれば、スピード感を持って変えていっていただければと思います。ではですね、大きな2番の方の質問、就学援助の質問に移らせていただきます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川議員、ここで暫時休憩を行います。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時05分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

引き続き、一般質問をさせていただきます。大きな2番の質問になります。こちら就学援助についてです。就学援助は、憲法26条の義務教育を無償とするということと、学校教育法19条により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、市町村が必要な援助を行うという規定から、現在、市町村が実施しております。準要保護世帯は、平成17年度から市町村に委任されることになり、各市町村で独自の施策として行っております。富士川町の就学援助は、チラシもですね、かわいらしいゆずじゃんのものになり、目立ち、とても分かりやすく、また、前年度受給世帯が提出していない場合は、各家庭に電話をさせていただいて、提出されていない旨を連絡してくださるなど、非常に丁寧な対応をされており、町民の方からも子どもがお便りを出し忘れていたようで、とても助かりましたという声も聞いております。しかしながらですね、物価高騰やコロナの影響で経済格差が広がり、家計急変世帯やシングル家庭などでは、未だに厳しい状況が続いております。生活に追われるなどで、就学援助の制度がありながらも、必要な子どもや保護者に届いていない状況が全国的に懸念をされております。(1)の質問になります。就学援助の周知は、現在、先ほども申しましたとおり、学校から子どもを通して全家庭に配布をされておりますが、配布期間に長期休んでいたりと、またですね、子どもがお便りを出し忘れるなどで、保護者が知らないという事案も耳にしております。周知の方法について、さらに工夫ができないかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。就学援助の対象者は、町の区域内に住所を有し、小中学校に在籍する児童生徒、および町の区域外に住所を有しているが、富士川町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、就学にあたり経済的援助が必要と認められる世帯であります。周知の方法については、まず、入学説明会や進級時、転入時にチラシを配布して、制度に対する意識を高め、さらに、5月には、先ほど議員がおっしゃいましたように、町内在住、および在学の全ての児童生徒の保護者に学校を通じて通知をするとともに、町ではホームページに掲載し、漏れのない周知に努めているところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

引き続き、周知の方をお願いいたします。保護者説明会の方は、ちょっとコロナ禍であったりして、開かれていないこともあったかと思います。またコロナの方が、ちょっと収束が見えて参りましたので、また、引き続きぜひ、口頭でも保護者の方をお願いしたいと思えます。再質問になります。外国籍のお子さんについてです。外国籍のお子さんのご家庭では、今のところ日本語ができる方や、中学生になりますとお子さん自身が、保護者の方に通訳をしているという話も聞いております。しかしながら、やはりそこから漏れる方もいらっしゃるかもしれません。保護者の日本語力に不安がある場合の対応、支援についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。町内の小・中学校に在籍している外国籍の児童生徒は、8名6世帯で、国籍数は4か国に渡ります。現在これらの世帯では、児童生徒本人、またはご家族等が日本語の理解ができる状況ではありますが、一部の家庭については、支援が必要な場合もございます。そのため、小学校においては、教員が翻訳アプリなどを使って、保護者への連絡を補助するなど、各種お知らせへの理解を図っております。また、教育委員会では、先ほど議員さんにおっしゃっていただきましたが、前年度に就学援助制度の対象になった外国籍の世帯が、本年度に申請がされない場合は、電話で勧奨し、必要に応じて申請の援助も行っております。現在の状況において、4か国語のチラシの対応が今では困難であるため、これまでと同じように学校と連携し、各家庭の状況に応じ個々の対応をすることで、就学援助制度の周知を図って参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

手厚い支援をしてくださっているということで、大変ありがたく思っております。それではですね（2）の質問の方に移らせていただきます。2017年に文部科学省から、就学援助の入学前支給について通知が出されております。文部科学省のですね、令和4年度の市町村アンケートによりますと、山梨県では、28市町村中16自治体が入学前の支給を行って

おります。そのほかのですね3町村は、完全無償化や全世帯に新入学用品費という形で支払っておりまして、2町村は該当者なしでありますので、実際のところ行ってないという町村が7町村ということになります。富士川町では、現在、行っておりませんが、物価の高騰やコロナを原因とした家計の急変などで、大変な家庭も増えているかと思えます。入学前の支給も可能にできないでしょうか。お伺いたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。本町の新入学児童生徒学用品費の就学援助費の支給につきましては、前年の所得に基づいた申請により、課税状況が確定する6月以降に支給しております。一方、入学前支給については、受給後の町外への転出や、課税状況により、返還金が生ずることも想定されるため、これまで実施してこなかった状況にあります。しかし、最近の電力・ガス・食料品等の価格の高騰により、子育て世帯にも経済的な負担が増えていることから、入学時の負担軽減のため、入学前支給について、今後、研究して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になります。検討していただけるということで、大変ありがたく思っております。そうしますとですね、もし、この入学前支給をするということになりますと、通知の方も、お子さんが就学する前に配布をする必要が出てくるかと思えます。入学前支給を行っている市町村ですと、就学前健診のとき、あとは就学通知と一緒にというところが非常に多いようです。また、保育園や幼稚園に配布するといった自治体も少数ながらありました。富士川町の方では、そのようなことも検討していかなければいけないと思えますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。先ほど、お答えさせていただきましたとおり、今後、入学前支給について研究して参りたいという考えを持っておりますので、入学前の児童さんへの周知についても、一緒に検討して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひですね、富士川町の特性を生かした、また、皆さんに無理のない方法を、ぜひ、考えていただければと思います。再質問になります。年度中の家計急変世帯について、再質問させていただきます。富士川町ではですね、令和3年度の文部科学省のアンケートでは、年度中の家計急変世帯については、相談に応じるというふうに回答がされておりました。ただで

すね、困っているご家庭では、自分のような家庭が相談に行っても良いのか、という答えを
です、私などもたまに耳にすることがあります。ご自身も非常に困っているのだけれども、
なかなか自信がなくて、役場の方に問い合わせが難しいというふうに聞いております。チラ
シやホームページにもです、支給の要件としまして、1番最後のところに教育委員会が認
める世帯とは書かれておりますけれども、家計急変世帯は、ぜひ、年度途中の家計急変世帯
はご相談くださいなど、記入していただくことは可能でしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。就学援助の対象者として、生活保護法に規定する要
保護世帯に準ずる程度に困窮する世帯や、生計に著しい変化が生じ、生活が極めて困難と認
められる世帯があります。これらの条件に該当する家計急変の理由については、家庭によっ
て様々であるため、チラシなどにおいては、対象者については、生活に困窮しているご家庭
というように記載をさせていただいております。現在の状況においては、件数は少ないです
が、申請やお問い合わせもあり、個々に対応しているところです。今後、さらに分かりやす
い、相談しやすい周知の方法を考えて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

今、相談があるということで、実際に相談できる方は、氷山の一角という可能性もござい
ますので、ぜひ、周知の方をお願いいたします。もう1点、年度途中の家計急変世帯につい
て、再質問になります。この家計急変世帯の認定基準なんですけれども、どのような書類が
必要なのか、あと認定基準です。こちらについても示していただけると、自分は対象にな
るのかどうか、ということも保護者の方も分かりやすくて、相談しやすくなるのではないか
と思っておりますけれども、このあたり、認定基準についてはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。相談しやすい体制とともに、そういった基準的な
ものにつきましても、総合的に検討いたしまして、周知方法を考えて参りたいと考えており
ます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひ、検討のほどよろしくお願ひいたします。では(3)の質問に移らせていただきます。
現在です、就学援助は多くの市町村で申請主義をとっております。子どもには教育を受け
る権利があり、就学援助は、保護者に支払われるものですが、その支払われた就学援
助費の利益は、子どもが受けるものでございます。保護者が申請をしなければ、どんなに支

援が必要なお子さんであっても、お子さんには届けることができません。年収100万円以下のですね、1人親世帯へアンケートをしたんですけれども、そのときに世帯収入が低い家庭ほど支援を受けておらず、またその理由についてこのような援助について知らなかった、もしくは無回答という答えが5割と出ております。富士川町では、就学援助の申請主義の見直しについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。就学援助費については、個人情報保護の観点から、申請者本人の同意が必要であるため、現状において申請主義を見直すことは困難であると考えております。就学援助費の支給を受けることができる対象者は、富士川町就学援助費支給要綱第2条に規定されており、第1号に生活保護世帯、第2号に町民税の非課税世帯、第3号に事故または疾病により、生活が極めて困難であると教育委員会が認める世帯、第4号に要保護世帯に準ずる程度に生活が困窮していると、教育委員会が認める世帯と規定されております。これらの要件すべては、個人情報にあたるため、町民税の課税状況など、町が保有する情報であっても、利用目的以外の目的のために利用するには、本人の同意が必要とされております。また、事故や疾病により生活が困難な状況がある場合も、申請がなければ、教育委員会で知り得ることができない情報であります。以上のことが、現状において、申請主義を見直すことが困難な理由であります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

なかなか申請主義を見直すことが難しいので、周知などの工夫をしていただくということだと思いますけれども、早川町など山梨県で3町村では、全世帯に修学旅行費や給食費などの無償化を行っております。受益者負担という考え方から、義務教育は全て無償であるという考えが優勢になっていることも背景にありまして、給食費の無償化を取り入れる市町村も全国的に増えております。富士川町でもですね、ワークブックなどの教材費の一部を町で負担していただいております。実際に東京都の府中市ですね、こちらで行っているのですけれども、教材費などの、この公費の部分を少しずつ増やしていっているということを知りました。再質問になりますけれども、予算との兼ね合いを見ながらということになりますが、少しずつ学用品などの公費分を増やしていく、このようなことはできないかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。現在の状況においては、そういった内容の検討も行われていない状況でありまして、今、この場でお答えすることができません。今後、いろんな状況を見ながら、また、そういった時期が来た場合には、研究をして参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

今、急に議場で申しましたので、研究をしてくださるということで、よろしく願いいたします。申請主義からですね、職権主義というのは難しくてもですね、就学援助の場合、積極的発見主義という言葉があるそうです。ぜひですね、そのようなお子さんを見つけましたら積極的に声をかけていく、ということだと思います。また、お子さん自身がアドボカシー、子ども自身の権利を使いまして、自分がこういったお金がないから教育を受けたい、修学旅行に行きたいといった意思を表示するっていうようなことも、検討されているというのも聞きました。ぜひですね、学校とも連携をして、必要なお子さんの方に届くようお願いしたいと思います。そうしましたら、大きな3番の質問の方に移らせていただきます。大きな3番は、SDGsの取り組みについて質問をさせていただきます。皆様もご承知だと思うのですが、SDGsは、2030年までに達成するというゴールが、明確に打ち出されております。しかしながら、2030年までに達成することは、現時点で非常に厳しいとも言われております。その中で、政府もかなりのウエートをかけて取り組んでおり、SDGsが政策そのものに現在はなっております。自治体でも、積極的に取り組む県や市町村が増えてきました。私が思うところに、自治体とSDGsは非常に親和性があり、特に、あの目標の11番ですね、住み続けられるまちづくりを、まさに行政が積極的に推進することで大きくゴールに向かって進むと考えられます。また、自治体の総合計画の目標は、そのままSDGsの目標に置き換えることも可能かと思えます。例えばですね、第二次富士川町総合計画にある、飲料水の安定的な確保、供給であれば、SDGsの目標6番、安全な水とトイレを世界へと、関連付けられます。また、16番の平和と公正をすべての人に、のような目標でありましても、汚職や贈賄の防止、またコンプライアンスの遵守という形に置き換えることも可能です。では(1)の質問です。次期総合計画にSDGsの視点を取り込む考えがあるかについて、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。本町の総合計画は、目指すべき将来像である、暮らしと自然が輝く交流のまち、生涯快適に暮らせるまちを目指してを実現するため、みんな考え、一緒に気づくまちづくり、を取り組み方針としております。国では、持続可能な開発目標SDGsの実施指針の中で、各種計画や戦略、方針策定等にSDGsの要素を最大限反映することを推奨しており、また、SDGsの活用が地域創生に資するものとしております。町では、総合計画の将来像の実現に向け、地方創生を推進していくとともに、次期総合計画の基本計画策定にSDGsの要素を関連付けることで、総合計画と地域創生を一体的に取り組んで参りたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひですね、推進をしていただきまして、また、分かりやすい方法で町民の皆様に広報の方をお願いしたいと思います。では（2）の方に移らせていただきます。総合計画に、もしSDGsを取り込みましたら、SDGsの進捗状況を評価していく必要があります。SDGsの担当課を設置する考えはあるでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。SDGs関係の業務につきましては、現在の組織体制の中、各課の担当内において、全職員で対応しております。こうしたことから、総合的に担当する課の設置は考えておりませんが、今後も、SDGsの推進に向け、積極的に取り組んで参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になります。担当課を設置することは考えてない、という答えなんですけれども、総合計画で関連付けを行うのであれば、SDGsを主体的に推進する、また、進捗状況を広く評価する課や、担当が必要になるかと思えます。それをもし、現状の担当課で行うとするならば、どこで行うのか、お考えをお聞かせください。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 望月聡君。

○財務課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。議員の質問ですが、現在、総合計画まとめている政策秘書課が担当になると考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

政策秘書課の方でリーダーシップをとり、これからも、各課横断的に進めていただきたいと思えます。また、すべて横断的に進める政策でありますので、担当課のみが理解をしても、ほかの課になぜこの視点が大切なのか、伝わりづらいとも言われております。そこで（3）の質問に移りますけれども、今までの事務事業評価に、SDGsのターゲットにどれぐらい取り組めたか、という視点を評価に取り入れるということについて、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。地方自治体としては、事務事業の評価においても、SDGsの視点を取り入れることが必要であると考えております。SDGsは持続可能な社

会の実現に向けた17の目標であり、これらの目標が事務事業や職務にどのように関連するかを評価し、適切な方向性を示すことは重要であると考えております。こうしたことから、本町の事務事業評価にSDGsの視点から、評価を取り入れることが、適切であるかを調査研究して参りたいと考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひ、町全体で取り取り組めるように、また、良い形で研究の方をしていただきたいと思います。最後の質問です。（4）の質問になります。17番ですね、パートナーシップでゴール達成の目標に関係いたしますけれども、SDGsの特徴は様々なステークホルダー、つまり、利害関係者が協力することを大切にしております。富士川町でも大切にしている、まさに協働のまちづくりと言えます。SDGsのパートナーシップは、お互いが対等であり、できることをやるというものです。そうすることで、困難と言われている2030年の目標到達に近づけるためであります。例えばですね、災害時の運送会社との協定、また、公共交通ですね、林業経営体やNPO法人や個人の方との里山整備などなど、現在でもたくさんのパートナーシップが行われており、これからもたくさんのパートナーシップが考えられると思います。官民協働でSDGsの取り組みを行う考えについてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。地方自治体は、持続可能な開発目標への取り組みを重要な課題と位置付けております。町では、住民サービスの向上や地域の発展に向け、民間組織を活用し、令和3年度は希望職員を対象に、昨年度は全職員を対象としたSDGsの研修会を開催しました。今後は、SDGsの取り組みを通じて、地域との連携を図って参りたいと考えております。こうしたことから、SDGsの官民協働について、さらに取り組んで参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

さらに取り組んでいただけるというお答えでした。再質問になりますけれども、現段階で具体的にどのような協働をお考えでしょうか。もし、何かあればお答えいただきたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。全国では、公共施設などに再生エネルギー設備の導入事例がいくつかございます。そうした内容を調べる、また、調査する中で、富士川町が取り組めるものがあるものか、またそういったことを今後、検討研究していきたいと考えて

おります。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

SDGsは持続可能性であります。本日の一般質問でも、財政の問題がありましたけれども、将来を担う世代のためのまちづくりを、町全体で、町民も含めて取り組むために、ぜひ、これからも推進していただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で通告8番 1番 宇田川朱恵さんの一般質問を終わります。
